

改正

平成22年12月20日条例第37号

平成24年3月21日条例第10号

令和2年7月13日条例第50号

南島原市図書館条例

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、市民が心豊かに生きがいのある生活を営むため、文化と教養を育み、調査研究、資料、情報の提供等に資することを目的として、南島原市図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
南島原市深江図書館	南島原市深江町丁2266番地1
南島原市有家図書館	南島原市有家町山川131番地1
南島原市西有家図書館	南島原市西有家町須川493番地3
南島原市原城図書館	南島原市南有馬町乙1314番地1
南島原市口之津図書館	南島原市口之津町丙2092番地1
南島原市加津佐図書館	南島原市加津佐町己3392番地

(管理運営)

第3条 図書館の管理運営は、南島原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う。

(職員)

第4条 図書館に、館長、司書その他必要な職員を置く。

(利用者の秘密を守る義務)

第5条 図書館の職員又は職員であった者は、資料の提供活動等を通じて知り得た利用者の個人的な秘密を漏らしてはならない。

(図書館協議会)

第6条 法第14条第1項の規定により、図書館に南島原市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の有家町立図書館の設置及び管理に関する条例(平成8年有家町条例第7号)、西有家図書館設置条例(平成15年西有家町条例第17号)、原城図書館条例(平成17年南有馬町条例第9号)、口之津町立図書館の設置及び管理等に関する条例(平成5年口之津町条例第8号)又は加津佐町民図書館の設置及び管理運営に関する条例(平成2年加津佐町条例第11号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(任期の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則（平成22年12月20日条例第37号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月21日条例第10号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月13日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。